

避難所における新型コロナウイルス感染症対策について（対応方針）

1 可能な限り多くの避難所の開設

災害時（土砂災害や洪水に関する避難勧告等の発令時）に開設することになっている指定緊急避難場所については、小学校区を基本とした約140の指定緊急避難場所が拠点的な役割を果たすことになっていますが、避難してきた方の「いのち」を守るために三密（密閉、密集、密接）を回避するための手段を尽くすこととし、例えば当該避難場所が小学校の場合は、通常使用する体育館とセットで教室等も使用することとします。

また、指定避難所については、避難した方の滞在が長期化する場合に備え、三密の回避を前広に行うこととし、指定している212の施設の中から早目、かつ多目に追加開設することとします。

2 十分な換気の実施、スペースの確保

避難所等においては、避難した方の密集、密接を回避するに足るだけのスペースを確保するとともに、密閉を回避するために十分な換気を行うこととします。

3 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

マスク等の感染防護具については、持参が基本であることを防災情報メール等により呼びかけるとともに、一定量は避難者への提供用として避難所等に配備することとします。

また、避難所等においては、手洗い、咳エチケット等の感染予防対策を徹底するために掲示物を用いて周知するとともに、別途個別に呼びかけを行うこととします。

4 避難所の衛生環境の確保

避難所等には、消毒液、ゴム手袋、雑巾、手指洗浄用薬剤を配備し、定期的な消毒・清掃を徹底するとともに、掲示物等により衛生環境の確保についての周知に努めます。

5 避難者の健康状態の確認

避難所等での感染拡大を防止するために、避難者名簿の作成の際に、受付において風邪症状、倦怠感、呼吸困難等避難者の健康状況の聞き取りを行い、体調不良者は体温計により検温した上で避難所等に確保した別室等に案内することとします。

また、避難生活開始後には食事提供の際等に同様の体調確認を行い、定期的に滞在者の健康状態を把握することとします。

6 発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保

5で確保する体調不良者用の別室等（以下「専用スペース」という。）については、体調不良者のそこへの案内や、滞在中の動線を事前に定めることとします。

また、利用できる部屋に限りがあって専用スペースが確保できない場合に備え、一定数の自立型テントを購入・配備しておくこととします。

なお、上記5及び6（避難所等における受付での避難者の健康状況の把握、体調不良者の専用スペースへの案内など）に関しては、別途マニュアルやチェックリストを作成するとともに、関係職員や自主防災会連合会役員、施設管理者に対し説明会を行うなどにより、出水期までにその周知を徹底します。

7 親戚や友人の家等への避難の呼びかけ

開設する指定緊急避難場所において1のような工夫をしたとしても三密が回避できないと判断される場合においては、防災情報メール、ホームページ等を活用し、災害の危険性のない区域にある友人・知人宅等への避難、いわゆる自主避難の呼びかけを行います。